

日本の セーフティネットを 知っておこう

～ 貴方と貴方の家族を守るために～



執筆までの経緯と動機

皆様はじめまして。セーフティネットという言葉自体知られているようで知られていない言葉かもしれませんが、まずは章のタイトルにもありますように、「私が何故この本を執筆するに至ったか」を勝手ながら簡単に説明いたします。

実は私自身、現在も厄介な精神疾病で療養中の身なのですが、疾病が悪化したことが原因で職も失い、また、昨年は入院生活も余儀なくされました。一人暮らしで僅かな給与だったのもあり、預貯金も僅かしかなかったのですが、各種セーフティネットのおかげで、今現在も何とか生活出来ています。ただ、セーフティネットを受けるに当たって、申請する窓口がばらばらだったり、一つの窓口で他の事を聞いても「それはわからないので〇〇に聞いてください」とたらい回しにされることも多く、かなり苦労しました。しかも入院しなければならない程疾病が悪化し、更に職も失うという二重苦のなか、日々のうち少しでも調子が良い日に調べたり問い合わせしたり直接出向いたりを、淡々と繰り返しました。私は運良く交通の便のいいところに住んでいたのですが、直接出向く負担は最小限で済みましたが、今思うと相当無理をしていたと思っています。ですがその結果が今に繋がり、何とか単身で、日常生活を送ることが出来る収入を確保出来ています。

さて、これから各章にて様々な制度を紹介していきますが、中にはかなり生々しい現実もいくつかあります。原則当時私が体験したことと、色んな場所で相談したこと、並びに様々な方から直接お聞きした様々な体験談などをベースに、極力正確な情報を記載するよう努めました。実際の執筆にあたり、足りない情報もいくつか出てきましたので、それについては直接電話や訪問で取材して集めた情報も盛り込んでいます。結果かなりの分量になりましたが、その分有用な情報を集約出来たのではと自負しておりますので、是非最後までお付き合い願います。

給与明細で全てがわかる

セーフティネットの具体的な説明の前に、セーフティネットの原資について少し触れます。お金は何も無いところからわいて出るわけではありませんので、元となるお金が必要になります。それは何処から出ているかというと、生活保護と年金の一部が税金で、他のセーフティネットは皆さんの給与から天引きされている各種控除になります。よって一部の自営業者やフリーの人は受けられるセーフティネットが限られています。具体的には年金と生活保護の二つだけです。

それでは早速ですが、皆さんが毎月受け取っている給与明細を取り出してみてください。その中には様々な科目が給与から天引きされていることが分かります。このうち所得税と住民税は直接セーフティネットと関係しないので説明は割愛します。あと組合費などは労働関係でもめ事が発生した際に労働組合に相談出来るというメリットはありますが、これも少し話がずれますので割愛します。残った控除でセーフティネットに直接関係する項目は以下の3つです。

- ・健康保険
- ・厚生年金
- ・雇用保険

控除される金額的には、厚生年金が一番多く、次に健康保険、雇用保険となっていると思いますが、前者の二つは老齢年金や医療費の一部等を負担しているため、額が大きくなっています。雇用保険は実質失業保険の受給のみに使われるので、控除される金額も少なめになっています。今失業保険に少し触れましたが、上記控除にそれぞれ対応したセーフティネットが以下となります。

- ・健康保険→傷病手当金
- ・厚生年金→各種年金(老齢年金、障害年金、遺族年金等)
- ・雇用保険→失業保険(現在は雇用保険が正確な名称になります。以後表記は雇用保険に統一します)

それでは、以降の章で各セーフティネットについて簡単に解説します。

働いている人を守る傷病手当金

傷病手当金とは、現在社会保険に加入している人であれば、どんな疾病やけがであっても「働けなくなったら貰える」公的な手当です。これは休みの日に出かけた旅行先でけがをした場合でも同様です。なお、業務中のけがや業務が原因で病気になった場合は労災が適用されますので、会社の総務や労働基準監督署に相談するようにしてください。労災の場合は給与のほぼ全額が補償され、また、治療費も別途労災から支払われます。

では実際どういった形で支給されるかですが、具体的には被保険者が病気やけがのために働くことが出来ず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます、最低支給期間は1年半※です。社会保険が管轄する健保組合によっては、1年半以上の場合もありますので詳しくは健保組合まで問い合わせてください。

※協会けんぽでは1年半までとなっています

書類は保険証を管轄する健保、中小企業なら旧政府管掌である「協会けんぽ」が窓口になり、他の大企業等は独自の健保組合が管理しています。なお、支給金額は協会けんぽが「1日につき、標準報酬日額の3分の2」となっており、殆どがこの金額になりますが、その他の健保では上乘せがある場合があるので個々で問い合わせたり、サイト等で確認するようにしてください。特に公務員は協会けんぽより手当が厚くなる傾向にあるようです。

参考：協会けんぽのサイトで「標準報酬日額」の確認が出来ます。

※毎年変動するので最新情報はサイト等で確認するようにしてください。

<http://www.sia.go.jp/seido/iryo/iryo11.htm>

例として、40歳未満の方が平成21年に私的な旅行で事故に遭い、仕事復帰まで一ヶ月かかった場合、(40歳を超えると介護保険が上乘せされるので、40歳以上の方は上記サイトで上乘せ分を確認してください)標準報酬日額は手取りではなく天引き前の総支給額で計算されます。仮に総支給額が20万だった場合は、健康保険で天引きされる額は6,670円、また、病気、けがで休んだ最初の三日は待機期間なので支給されません。但し、この3日間を有給休暇にしても構わないので、支給額に不安がある場合は会社に有給適用するように相談してみるのもよいでしょう。そして一日辺りの金額はこの例の場合、 $20万 \div 30 \times 2/3 = 約4,500円弱$ になり、これが傷病手当金の一日あたりの支給額になります。今回の例では一ヶ月の欠勤なので、待機期間の3日を除いた27日分、つまり約12万強になります。もし二ヶ月働けなかった場合、2ヶ月目の給付金額は約 $4,500 \times 30$ or 31 になり、約14万弱が貰える計算になります。この数字はあくまでも一例に過ぎませんので、鵜呑みにせず大まかな目安として考えてください。またこれはあくまでも協会けんぽでの試算なので、公務員もしくは会社で独自の健保に加盟している場合は、この額より増える場合もあります。また、最大支給期間も長くなることもありますので、健保組合や会社の総務などに相談することをお勧めします。

傷病手当金の注意点

ここで傷病手当金の注意点を簡単に説明します。まず一番重要なのは、労災の場合は前述の通り貰えません。ただ労災認定までの繋ぎとして貰うことは出来ますが、その場合労災認定されたら全額返還する必要があります。また、障害年金受給中の場合、障害年金の受給要件である疾病と同一の疾病で傷病手当金を受けることになった場合、どちらか多いほうが支給されます。後日障害年金を遡及申請し通った場合も同様です。傷病手当金が12万で、障害年金が5万の場合だと傷病手当金は7万に減額されます。額の多い方に調整されると考えてください。勿論、障害年金とまったく関係ない怪我等で受ける場合は満額貰えます。 ※障害年金については後の章で詳しく説明します。

最後に、零細企業等ではこの制度を知らないことがかなり多いです。そんなときは社労士(社会保険労務士)や健保組合に直接相談することをお勧めします。あと、会社の休職期間中も、年金や健康保険料の控除は発生します。控除分の支払い方法については会社によりけりです。傷病手当金を貰ったときに払う形もあれば、復職後毎月の給与から分割で払うようにしてくれる会社もあるようです。また、傷病手当金の手続きは、書類に本人、会社、病院の三者が記載し、健保組合に提出する流れになるのですが、提出は郵送や会社が代行する場合があります。けがの状況などによっては、親切な会社だと殆どの手続きを会社が行ったりするケースもあれば、会社記入欄だけ記入し、後の手続きは本人がするよという会社もありますので、後者の場合は、出来るだけ郵送での手続きで済ませるようにすれば負担は少なくなります。どちらにしても健保組合によく相談することをお勧めします。

あと、傷病手当金受給中の休職期間に退職となった場合でも、医師の診断で継続して勤労不可と診断されていれば、退職後も休職期間の受給期間と併せて最大1年半は受給されます。この場合雇用保険の受給延長手続きを行っておかないと、疾病が治り、改めて求職活動をする時に、失業保険が受けられなくなりますので、退職日から翌月の一ヶ月以内(退職日が3/31なら5/1から5/31まで)にハローワークで受給期間延長の手続きを行ってください。手続きの方法はハローワークに直接確認しましょう。その際には通常、医師の診断書や傷病手当金の受給証明書が必要となります。

年金は本当に煩雑です

最初に前置きさせていただきますが、年金は本当にややこしいです。本格的に網羅するとなればそれだけで新書一冊分の内容になるため、この本では最低限の情報だけに留めます。また、正確な情報は直接年金事務所もしくは役所の人に聞くのが確実なので、この本の情報はあくまでも最低限知っておいた方がよいと思われるもののみ取り上げることとします。具体的には、老齢年金と遺族年金は全て割愛します。この二つは受給要件が整えば年金センターや役所の方が殆ど事務的にやってくれるので通常心配はいりません。むしろ過去の年金がどうなっているかを、年金ダイヤルで確認するようにしましょう（必須）「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165

今回この本で具体的に取り上げるのは「障害年金」になります。障害年金はそれぞれ等級が1級から3級まであります。但し国民年金だけ3級はありません。また、障害年金が3級の場合、月に5万程度しか支給されませんので、年金以外の収入も確保する必要があります。厚生年金2級以上であれば傷病手当金と同じくらいの額程度は貰えるようです。これも覚えておいてください。

まずは障害年金の申請要件から説明します。

- ・ 初診日から1年6ヶ月経過したときに障害等級に当て嵌まる状態である時。（この日を障害認定日と呼ぶ）
- ・ 初診日から障害認定日の間に症状が固定してしまい、治っても障害等級に当て嵌まる場合（これは主に身体に関わる障害の要件になります）
- ・ 20歳前に障害認定された場合は20歳の誕生日前日

あと、障害年金が貰える資格があるかどうかの判断は以下になります。

1. 初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合は、年金を納めた期間が2/3以上あること（年金を免除されている期間も含まれるが、未納期間は追納しても認められません）
2. 初診日の属する月の前々月から遡って1年間まったく滞納がないこと（平成28年4月1日までの特例措置）

他にも要件はありますが、今回はいざというときのためのセーフティネットとしての障害年金を扱いますのであえて割愛します。また、身体については殆どの場合医師がほぼ把握しており、申請もスムーズなことが多いので、最近急増している精神疾病での障害年金申請を中心に案内します。

障害年金について

また、初診日にどの年金が該当するかは以下を参照してください。

- ・ 初診日に会社員で、社会保険証で受診した→厚生年金、もしくは厚生年金基金
- ・ 初診日に公務員だった→各共済組合の共済年金(教師の場合は私立でも共済年金の場合があります)
- ・ それ以外の方→国民年金

※注意！国民年金の場合、3級が存在しないため2級以上と認定されなければ年金は貰えません

条件は問題なく満たしている！さあ申請！その前に自分の病気が障害年金に該当するのか気になりますね。精神疾病の場合原則以下の3つである必要があります。

- ・ うつ病エピソード
- ・ 双極性感応障害(そううつ病)
- ・ 統合失調症

下に行くほど認定されやすいと言われていますが、症状の重さや日常生活の状態など、総合的に判断されるので、統合失調症でも認定されないことやうつ病だけで認定されることもあります。中には医師から病名を告げられていない場合もあります。なのでまずは医師に相談しましょう。相談するときははっきり告げることが大事です。ずばり「私は障害年金を貰えますか？」と聞くようにしてください。ここで医師が「はい」と答えれば、年金を通るように診断書を書くと思っただけでほぼ間違いありません。もしここで医師が難色を示した場合は転院も一つの方法です。というのも、精神疾病による障害年金の診断書の書き方をよく知らない医師も存在します。前述した要件を全て満たし、現に日常生活に困っている場合は転院も已むを得ないかもしれません。

なお、障害年金の申請自体は費用はかかりませんが、医師に書いてもらう診断書は一通につき5～8000円程度必要になります。また、社労士に相談する方法もありますが、着手金や成功報酬が診断書代とは別に必要となります。

申請が終われば審査を待つだけなのですが、結果が出るまでには数ヶ月以上かかる場合がありますので、あわてずゆっくり待ちましょう。時間がない、緊急に生活費が必要という場合は社会福祉協議会からの生活福祉資金の融資を受けるか、生活保護を検討してください。なお、社会福祉協議会の生活福祉資金は連帯保証人が2名以上必要で、収入のある同一自治体居住の親族という条件があるので、融資を受けるのはかなり困難かもしれませんが、生活保護をどうしても避けたい方は直接相談してみてください。金利自体は銀行よりも遙かに低金利です。

障害年金の審査

さて、審査が終わると以下のうちどちらかの結果が通知されます。

- ・ 障害認定日による請求
- ・ 事後重症による請求

「事後重症による請求」で決定した場合は、請求した翌月分からの支給になりますが、「障害認定日による請求」にて決定した場合、初診日から1年6ヶ月後の翌月から支給されますので、初診日が数年前の場合、かなりのまとまった金額が決定後速やかにまとめて振り込まれます。但し、その期間内に同一疾病で傷病手当金を受給していた場合、年金決定後健保組合に傷病手当金の一部もしくは全額を返還する必要があります。詳しくは健保組合と年金事務所の両方に確認してください。返還しない場合罪に問われることもあるので、連絡は必ず入れるようにしましょう。年金が振り込まれた額以上請求されることはないので安心してください。但し、障害認定日の時効は5年となっているため、5年を超える分は支給されません。年金を検討している場合は出来るだけ5年以内に申請するようにしましょう。

また毎月の年金ですが、永久認定の場合は65歳まで貰うことが出来、65歳以上は老齢年金に切り替わるため、生きている間は必ず支給されるようになりますが、殆どの方は有期認定になるようです。この場合は二年ごとに医師の診断書提出が義務づけられます。病状が改善した場合は当然打ち切られますが、その場合は働くことが可能な状態まで回復しているということになるので、年金受給中に求職活動をしましょう。その為に障害年金を申請する際は、障害者手帳の申請も併せて行っておくとよいでしょう。

障害者手帳が給付されると、居住している市区町村内の公共交通機関が半額もしくは全額無料になる、携帯の料金が安くなる、住民税が控除される等のメリットがあります。また、手帳があればハローワークの障害者雇用枠の求人に応募することも出来ます。障害者雇用枠は企業によっては健常者より若干優遇される場合もあるようです。詳しくはお近くのハローワークに確認してください。

実際の受給額は？

最後に障害年金の受給額ですが、以下が基本になります。

障害基礎年金 平成22年度現在 社会保険庁サイトより引用(国民年金の場合、この額になります)

1級 792,100円×1.25

2級 792,100円

これに子供がいれば以下が加算されます。

子の加算

第1子・第2子 各 227,900円

第3子以降 各 75,900円

この額がベースになります。しかし、精神障害で1級は殆ど例がないようです。また、厚生年金の方はこれに以下が上乗せされます。

厚生年金

1級

(報酬比例の年金額) × 1.25 + [配偶者の加給年金額 (227,900円)]

2級

(報酬比例の年金額) + [配偶者の加給年金額 (227,900円)]

3級

(報酬比例の年金額) ※最低保障額 594,200円

報酬比例の年金額は計算式があるのですが、複雑なので月収20万の方で300ヶ月加入期間がある場合を例に障害基礎年金と合算すると、大体以下が目安になるようです。

1級 約150万+配偶者加給227,9000+子(障害基礎年金の金額を参照)

2級 約120万

3級 594,200(最低補償額)

受給決定後の留意点

3級の場合、配偶者や子の加算がないことに気をつけてください。このように、2級と3級でかなりの差があります。3級では実質一人暮らしだと生活は不可能なので、遡及分の貯金があるうちに障害者枠のアルバイトを探すのがよいでしょう。月に5~8万程度のアルバイトであれば生活は出来るはずですが、また、3級は「労働に制限を受ける」という基準なので、ある程度働けることが前提になっています。全く働けないのに3級になった等の場合は、年金事務所に不服申し立ても出来ますので、その場合は改めて医師や社労士等に相談してください。但し現在厚生3級の方が、腎臓疾病のため人工透析などを受けることになった場合、身体障害と精神障害の合わせ技で2級と認定されることもあります。精神疾病以外で各種難病に罹っている人は参考にしてください。 ※遡及分がないと分かっているときは、雇用保険受給中に申請しておくなどの必要があります。

厚生2級以上であれば、贅沢をしなければ生活出来るレベルの収入になると思います。恐らく基準の一つに「労働に著しい支障をきたす」という条件があるので、働かなくても生活は可能な額が支給される形になっているものと思われます。それでも二年の有期認定の場合では、回復した場合等級切り下げや打ち切りの可能性もありますので、遡及で貰った分があればなるべく預貯金に回し、医師の指導を受け、確実に完治(寛解)出来るまで治療に専念しましょう。

なお、障害共済年金の場合はこれ以上の手厚い支給額となります。詳しくは加入している共済年金のサイトを確認するか、直接電話等で確認するようにしてください。

自営業や初診日に働いていなかった等で障害厚生年金が受給出来ない方は、基礎2級でも生活は厳しいと思われるので、親などの家族と同居、もしくは仕送りなどの援助をして貰うことをお勧めします。それがどうしても出来ない方は「生活保護」を検討してください。

雇用保険の基礎知識

雇用保険は失業したときに受けることの出来る公的手当です。金額は失業前の直近6ヶ月の総支給額の平均を基に計算されます。おおよそ働いていた時の月々の総支給額の8割から6割とと思ってください。傷病手当金より金額が多くなることが多いですが、貰える期間は最大1年と短くなっているため、あくまでも次の就職までの繋ぎ的な意味合いの強い手当になっていることを頭に入れる必要があります。

雇用保険を受給するには、まずはハローワークで手続きをすることになります。基本自己都合で退職した場合や懲戒免職の場合は、3ヶ月の給付制限があります。それ以外の方(主に会社都合)は7日間の待機期間の後、受給資格が発生します。(自己都合の方は正確には3ヶ月の給付制限+7日間の待機期間の間は貰えないことになります)

なお、自己都合であっても、以下等の場合は給付制限がありません。

これを「特定受給資格者」「特定理由資格者」と呼びます。詳しくは以下の通りです。

1. 契約社員の期間満了で、本人が契約継続を希望したが、会社と更新の合意が得られなかった時
2. 病気や怪我等が理由である場合
3. 妊娠、出産、育児による離職で受給期間延長措置を受けた方

他にもたくさんありますが、セクハラ、パワハラ、職場の嫌がらせ、退職勧奨により、已むを得ず離職した場合も「特定受給資格者」になる場合がありますので、納得のいかない退職をさせられ、無理矢理自己都合にされた場合は、退職になった状況を手続き前にハローワークと相談することをお勧めします。パワハラまではいかなくても、上司や同僚の嫌がらせや著しい冷遇も該当する場合があります。また、希望退職に応じた場合も給付制限は付きません(会社都合扱いになります)

受給期間について

通常の退職では90～150日が給付期間になりますが、前述した「特定受給資格者」「特定理由資格者」に該当する場合は、給付期間が若干厚くなります。厚くなる対象者は35歳以上で5年以上被保険者(社員だった)場合です。通常の退職者と比較すると期間が約2倍ほど伸びます。詳しくはハローワークに確認してください。

また、障害者やそれに準ずる方については、就職困難者として給付期間がかなり厚遇されます。具体的には以下の通りです。

一年未満の勤務の場合 150日

一年以上の勤務の場合 45歳未満であれば300日、45歳以上であれば360日

就職困難者と認定される条件は、以下2つのうちいづれか一つを満たさなければなりません。

- ・ 障害者手帳を持っている
- ・ 医師に特定疾病の診断書を書いてもらう(書類はハローワークに請求してください)

この特定疾病は原則、前述した障害年金と同じものになります。うつ病で辞めたが手帳がない方は、医師の診断書を貰うようにしましょう。但し診断書は実費になります。金額は病院により異なります。

まとめと注意事項

雇用保険については以上になります。これ以上の詳しい内容については、受給する段階になってからハローワークに問い合わせたほうが確実です。ここでのポイントは「退職になった事由」と「現在特定疾病を患っており、医師の証明書を発行して貰えるか」です。受給期間や受給制限に関わることなので、少しでも疑問に感じたらすぐハローワークや医師に相談してください。

最後に余談ですが失業した場合、健康保険税の納付額の負担がそのままですと大きくなります。社会保険の場合は、社会保険を任意継続すれば、会社で働いていたときの二倍の金額を払えばよいのですが、国保だと所得によりますが、そのままだと任意継続以上の負担になることが多いです。よって失業後国保にする時は、自治体で健康保険税の減免措置を行っている場合があります。なので、まずは任意継続の金額をベースに国保に切り替えた場合、健康保険税がいくらになるのかを自治体に問い合わせることをお勧めします。問い合わせる所は国民健康保険課になります。その際は必ず失業になったことを申し添えて減免がどれくらい適用になるかを尋ねるようにしてください。その額が任意継続より少ない場合は国保に切り替えた方がお得です。

おまけ

受給期間内に仕事がみつかりそうにない場合は、ハローワークが協賛している労働訓練校に入校する方法もあります。入校する前にテキスト代が実費で1~2万円程度かかりますが、卒業までの期間(通常半年から1年程度)はずっと雇用保険が受給出来ます。自己都合で給付制限があるかたも即受給出来る場合もありますので、興味のある職業訓練がないか、ハローワークに確認するのもお勧めです。

生活保護の基礎知識

生活保護は日本国憲法第25条に記載されてある「生存権」※に基づき制定された法律で、その性質上、日本に住んでいる人で生活が困窮に陥った時は原則誰でも受けることが出来る唯一のセーフティネットです。

※条文一部抜粋 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

憲法条文の「健康で文化的な最低限度の生活」は生活保護法に細かく定められており、主に居住地や日本国民の平均生活実態等から支給される項目や金額などが定められています。また、生活保護は他のセーフティネットとは異なり、世帯単位で支給されます。

世帯で働けない方が複数いた場合でも、世帯主などに安定した収入がある場合は受けることが出来ません。基本的に管轄は各自治体に設置された福祉事務所になり、ケースワーカー(以下CWとします)が個別に対応する形になります。

生活保護は以下9つの扶助があり、受ける際はどれか一つなどではなくまとめて受ける形になります。但し、収入によって各扶助が減額されることもあります。

(以下、生活保護のしおりより抜粋)

1. 生活扶助 食費・被服費・光熱水費など
2. 住宅扶助 家賃・地代・敷金・修理費など
3. 教育扶助 義務教育にかかる学用品代・給食費など
4. 介護扶助 介護を受けるための費用など
5. 医療扶助 病気やけがの治療にかかる医療費など
6. 出産扶助 お産のための費用
7. 生業扶助 自立のための技能習得の費用、就職のための費用、高等学校などの就学の費用
8. 葬祭扶助 葬式のための費用
9. その他臨時的なもので国が認めたもの

生活保護の四要件 その一

原則各扶助は、居住地区で定められた金額が各世帯に振り込まれます。上記の内、医療扶助、介護扶助は直接福祉事務所から医療・介護機関に費用が支払われます。但し、緊急の場合を除き医師にかかる際はどの病院にかかるのか、CWに報告する必要があります。これ以外にも妊婦には妊婦加算、母子家庭には母子加算、障害者手帳を所持している方がいる世帯には障害者加算があります。金額は妊婦が約14,000円弱、障害者が20,000前後(2級以上)、母子加算は23,000前後が目安になります。また、これらの扶助を受けるには以下の四つの要件を満たし続けなければなりません。

(1)資産の活用 (2)能力の活用 (3)扶養の優先 (4)他法扶助の優先

具体的にどういうことなのか、今から順を追って説明します。

(1)資産の活用

これは今持っている預貯金や保険などの金融資産は全て使い切るということです。預金は月の生活費の半分までしか認められません。民間の保険も原則全て解約する必要があります。つまり将来が不安だから現金を残したいということは許されないのです。預貯金が十二分にあるうちは生活保護は開始されません。支給開始前の審査では金融機関も全て調査するので隠すことは出来ないようになっています。資産を使い果たしてそれでもなお生活が困窮して初めて受け付けて貰える制度だということを頭に入れておいてください。

なお、持ち家やマンションの場合は、ローンが残っている場合即売却する必要があります。但しローンのない持ち家の場合は、一般的な家屋で豪邸のように資産価値が過度に大きいものではない限り、売却せず住み続けることが可能です。

(2)能力の活用

この言葉ではピンとこないかもしれませんが、簡単に言えば「働けるのであれば働く」ということです。病気や障害、高齢で働けない。仕事を本気で探しているが採用されない、見つからない等の正当な理由が無い限りは働くように指導されます。指導は保護受給の間ずっと続く事になります。また、世帯に大学生がいれば原則退学し働く事を求められます(高校までは進学を認められます)例えあと数ヶ月で卒業という状態であっても、原則大学を辞めて働かなくてはなりません。生活保護を受けながら大学進学は許されないのです。とにかく働ける人が世帯にいたら働く。ニートなどもってのほかです。それでもなお生活が困窮する場合に初めて保護を受けることが出来ます。

※どうしても大学進学したい場合は奨学金制度と世帯分離で一応可能にはなります。

(3)扶養の優先

これは親や兄弟といった扶養義務のある親類が、同居や仕送り等の援助を受けられる場合は、受けなければならないという決まりです。実際生活保護を申請すると、申請した世帯の親子や兄弟といった扶養義務のある親類全員に、仕送りなどの扶養が出来ないかの通知が自治体から送られます。つまり、親子や兄弟に内緒で生活保護を受けることは出来ないのです。生活保護を受けると言うことはそういうことなのです。

(4)他法扶助の優先

他法扶助とは、この本で説明した他のセーフティネットが利用出来る場合はそれを利用しなければならないという決まりです。年金や傷病手当金、雇用保険を受給出来るのであればすぐ申請・受給し、それでも足りない場合のみ生活保護が認められます。保護の金額も他の受給金額で足りない分だけ支給されます。

この要件については、福祉事務所に相談に行くと必ず最初に説明されます。担当の方によってはかなりきつい口調で説明することもあります。それは生活保護を必要な人にだけ支給するためには致し方ないかもしれません。ですが、人間皆人生已むを得ないこともあるでしょう。特に単身で疾病のため働けず、貯金も底を尽き、頼れる身内もない状況といった場合は、安易にヤミ金などに手を出さず、即生活保護の申請をすることをお勧めします。

なお補足ですが、生活保護では居住地により家賃の上限が定められており、現在居住している賃貸住宅の家賃が基準値以上の場合、転居指導が行われます。転居の際の敷金等は自治体が代わりに負担してくれます。具体的な金額は東京23区などの都市部で単身の場合、5万前後、都市部ではない県庁所在地で3万前後です。但し、共益費などの家賃以外の費用は限度額に入りません。例えば3万の制限がある地域に住んでいる場合で、家賃3万、共益費が4000円といったケースは認められますが、家賃補助に相当する住宅扶助の額は増えません。家賃の調査は賃貸住宅の大家さんや管理会社に規定の書類を書いて貰う形になっていますので、過少申告は出来ないようになっています。

但し、疾病で引っ越しに耐えられない状態と判断されれば、医師の診断書を提出することで、回復するまで転居指導が保留になることもあるようです。この辺りの判断も全て自治体の福祉事務所並びに担当地区のCWの裁量になります。

生活保護が受給決定した後は

次に、扶助がどのように実施されるかを簡単に説明します。前述した生活扶助(主に生活費、年金等がある場合は額に応じて減額されます)、住宅扶助(主に家賃、持ち家がある場合は支給されません)、教育扶助(高校生以下の扶養家族がいる場合)は、原則現金で本人が指定した口座に月に一回振り込まれます。出産扶助、生業扶助、葬祭扶助は必要に応じ振り込まれますので、出産等の予定がある場合は事前にCWに報告するようにしてください。

それ以外の医療扶助、介護扶助は現物給付となります。具体的には医療施設や介護施設を利用する前にCWに申請し、医療券を発行して貰い、それを医療施設や介護施設に渡す形になります。急病の場合は事後申請も認められていますので、CWに前もって確認するようにしてください。また自治体によっては、生活保護世帯は公共交通機関が無料もしくは半額になることもあります。

最後に、生活保護は原則「緊急避難」としてのセーフティネットなので、保護受給の間は定期的にCWが訪問巡回し、前述した四つの要件を満たしているかの確認が行われます。仕事が見つかり生活が安定する見込みが立てば、保護は終了となります。仕事が見つからず生活保護を受けることになった方は、保護受給の間も求職活動を続け、一日も早く自立した生活を行えるよう努力しなければなりません。それまでは生活保護という制度が文字通り生活を保護しますので、安心して保護生活から抜け出るよう努力してください。また、働いていても、収入が生活保護の基準に満たない額しか貰えない場合は保護が継続になります。

あとがき (1)

まずはここまでお読みいただいたことに感謝申し上げます。ここに書かれた内容については、恐らく殆どの方が大体は知っているが、具体的なことはわからないという方が多数ではないかと思われれます。私もこの本の執筆にあたり、現に精神疾病等で障害年金を受けている方や、生活保護を受けている方、また年金や生活保護のCWの方などに直接取材を繰り返したのですが、今セーフティネットを受けている方でも、将来の不安や他のセーフティネットの情報を全く知らない現実を目の当たりにしました。特に生活保護については誤解も多く、ネット上で誤った知識が点在していることも混乱の一因となっているようです。また取材を通し、セーフティネットの財源問題や不正受給問題、生活保護を受けることによる近隣住民からの差別、現状のセーフティネットの不備による貧困の再生産問題等、セーフティネットに関わる様々な社会問題も浮き彫りになりました。本当はそういった内容も取り上げたかったのですが、今回はあくまで「今現在困っている方」や、今は困っていないが「将来困った事態に陥った場合」の為に、最低限知っておくべき各制度についての記述に留めました。そして一点、書くべきか最後まで悩んだのですが、あえて書かなかった内容もあります。それは障害年金と生活保護の「裏技」です。ネットを検索すればわかるのですが、障害年金については同じような症状でも、医師の診断書次第で等級が異なる診断をされたり、生活保護についても、役所の「水際作戦」と呼ばれる門前払いの仕組みを如何にくぐり抜けるかのテクニックが存在します。私も取材を通してそういったものがあるのは把握しており、また、ネット上などでそういうテクニックを有償で販売している業者や、障害年金の審査を通りやすくするためのアドバイスを有償で行っている社労士等がいるのも事実です。こういったものの是非については議論が分かれると思いますが、私の考えでは、そういうものを利用するのは個人の自由です。しかしこの本で取り上げるには適切ではないと判断し明言は避けました。ただヒントになることは少し書いたつもりです。でもあえて「裏技」に言及すると、生活保護について交渉する自信が無い人は、弱者保護を謳う信頼出来るNPO法人などに頼ると良い結果が得られる可能性が高くなり、障害年金については、役所に相談するか、障害年金申請に詳しい医師に相談すれば若干有利になるようです。

あとがき(2)

最後に、もし機会があれば続編もしくは加筆修正する形で社会問題まで踏み込んだ書籍を書きたいとは思っています。ただ今回は今、現に困っている方への情報提供を最優先としました、そして、多くの方に読んで貰いたいため、この本に関しては電子書籍として無料で提供することにしました。もっと多くの方に届けるには紙による出版や、校正もルビや図表などをつけてもっと読みやすい形にしたいのもやまやまなのですが、現在療養中である一個人として私が出来るのはここまでが限界です。もしこの本をお読みになった出版関係の方が、もっと多くの方にリーチするためにご協力いただけるのであれば、ご連絡いただければ幸甚です。また、この本をお読みになった後、質問がある場合は、私のツイッターアカウント「@garuneko」まで気軽にリプライしていただければ、可能な範囲で答えたいと思っています。誤字脱字、内容の誤認などのご指摘はコメントをいただければ早めに修正いたしますので、忌憚なきご意見をお願いします。この本が様々な事情で困っている方の一助になることを願って。

Special Thanks

peropero様(Twitterアカウント @peroperopero)

表紙の作成、デザインや内容についてのアドバイスをいただきました。

役所や年金事務所の担当者の皆様

様々な私からの質問に真摯にお答え頂きました。感謝！

生活保護や年金を受けている私の多くの友人や知り合いの方

なかなか話しにくいことまでお話を聞かせて頂いてありがとうございました！

その他大勢の応援してくれた方々。

ネットやリアル問わず色々な方々が応援してくれました。完成にこぎ着けたのも皆様のおかげです。